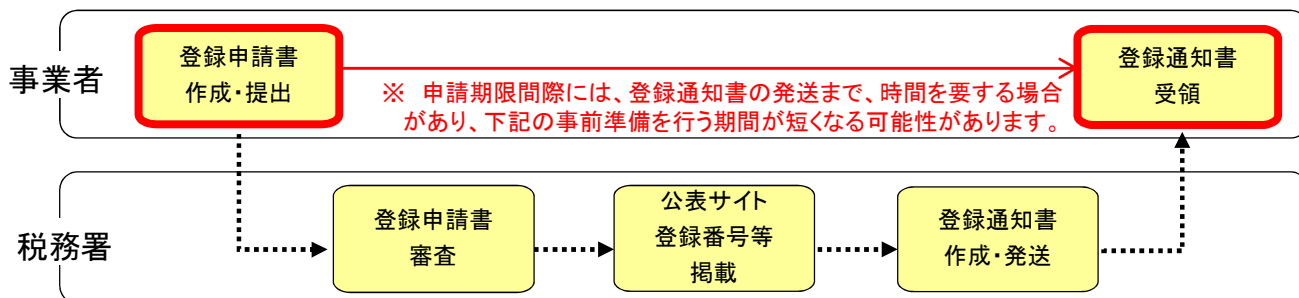


令和5年10月 インボイス制度が始まります！

～事業のご準備のために、登録申請はお早めに～

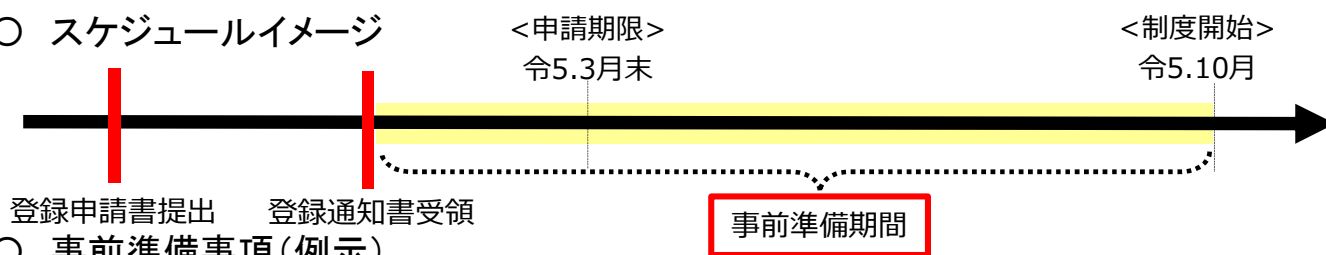
登録申請手順フロー

○ フロー図



事業者における事前準備

○ スケジュールイメージ



○ 事前準備事項(例示)

- 取引先と取引条件の確認
- インボイスにする帳票の検討
- 経理・会計、販売管理等のシステム改修
- 取引先と登録番号の情報共有
- 従業員に対する制度研修

補助金の申請(予定)期限(令和4年7月末現在、各HPで公表されているもの)

IT導入補助金
(デジタル化基盤導入類型)

持続化補助金

詳細については次頁をご覧ください

※ 補助金の申請に当たっては、各要件がありますので、詳しくは各HPでご確認ください。

他の届出書フロー

○ 課税事業者選択届出書・簡易課税制度選択届出書

「課税事業者選択届出書」、「簡易課税制度選択届出書」は原則、課税期間の前日までに提出する必要がありますが、令和11年9月30日を含む課税期間中まで下記、「**100**」内の特例が設けられています。

- ・「**課税事業者選択届出書**」の提出不要
- ・免税事業者が課税事業者となり簡易課税を選択する場合は、**課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出**

したがって、令和5年3月末までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合は、以下のとおりとなります。

【例 個人事業者や12月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合】

